

## 新型コロナウイルス感染症に対する本学の対応について（2023/03/13 版）

本学においては、令和5年3月13日以降、下記のとおり取り組むこととします。

なお、「2 授業等について」は、令和5年度前期・後期の授業に適用します。

### 1 日常の行動について

「三つの密（密閉空間、密集場所、密接場所）の回避」「手洗い等の手指衛生」「換気」等の基本的な感染防止対策を徹底した上で行動すること。

なお、マスクの着用については、個人の主体的な判断を尊重し、個人の判断に委ねることを基本として、高齢者等の重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、一定の場合に着用の推奨を行う。

#### 【着用が効果的な場面】

- ・医療機関受診時
  - ・高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院する・生活する医療機関や高齢者施設等の訪問時
  - ・通勤・通学ラッシュ時等混雑した電車やバス（※）に乗車する時
- ※概ね全員の着席が可能なもの（新幹線、高速バス、貸切バス等）を除く

### 2 授業等について

・本学における正規の手続きに沿って認められたメディア授業及び臨時の遠隔授業を除き、原則面接授業を行う。

・面接授業の実施に際しては、以下の配慮を行う。

- ① 教室収容定員に対する使用人数の制限を廃止する。ただし、できるだけ余裕のある教室を使用する。
  - ② できるだけ間隔をあけて着席する。
  - ③ 実習等特別な場面を除き、教員、学生のマスクの着用・非着用のいずれも可とし、干渉しない。
  - ④ 当面の間、学内各所にアルコール消毒液を配置する。ただし、使用は自由とする。
- ・面接授業免除申請制度は停止とする。不安等がある学生については学生総合支援センターにおける配慮申請の利用を勧める。
- ・学外実習の実施方針については、各実習の実情に合わせて学科・コースにおいて定める。

### 3 サークル活動について

- ・活動にあたっては、引き続き「換気の悪い密閉空間を避ける」「多くの人が密集する状態を避ける」「近距離での会話や発声を避ける」「体調が悪いときは参加しない」などの感染防止対策を報告すること。

### 4 学内施設の利用について

- ・学外者への貸出については、「三つの密（密閉空間、密集場所、密接場所）の回避」「手洗い等の手指衛生」「換気」等の基本的な感染防止対策の徹底を各団体に求めた上で許可する。
- ・附属図書館については、6月より段階的に学外者の利用を再開予定

### 5 イベント等の開催について

- ・「三つの密（密閉空間、密集場所、密接場所）の回避」「手洗い等の手指衛生」「換気」等の基本的な感染防止対策を徹底した上で実施すること。

### 6 研究活動について

- ・「三つの密（密閉空間、密集場所、密接場所）の回避」「手洗い等の手指衛生」「換気」等の基本的な感染防止対策を徹底した上で実施すること。

### 7 会議の開催について

- ・参加人数の縮小や時間の短縮、Web会議システムの活用等を検討すること。
- ・会場では、部屋の喚起やアルコール消毒液の設置など、感染防止対策の措置を講ずること。

### 8 教職員の出勤等について

- ・「三つの密（密閉空間、密集場所、密接場所）の回避」「手洗い等の手指衛生」「換気」等の基本的な感染防止対策を徹底した上で勤務すること。

### 9 出張について

- ・出張命令の際には、命令権者は、当該地域の感染状況を踏まえるとともに、業務上の必要性を個別に判断すること。
- ・出張を命令する際は、教職員に対し感染症対策の徹底を指導すること。
- ・自家用車で出張する際は、必要に応じ、乗車人数の縮小等により車内での密集・密接状態を回避する、車中での密閉状態を避けるための換気を行うなど、適切に対応すること。

## 10 感染が疑われる場合について

当分の間、引き続き下記の対応をとること。

<学生・院生>

次のいずれかに該当するときは、下記の電話番号又は2か所のメールアドレスあて報告（同報）の上、指示を受けること。

- 1 PCR検査の結果が陽性となった場合
- 2 新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者と濃厚接触した場合
- 3 発熱、咳、倦怠感などの風邪の症状がある場合
- 4 味覚、嗅覚障害等の症状が出た場合

○電話：0947-42-2118（保健室：内線2017）

○連絡先(同報)：

oasis@fukuoka-pu.ac.jp 及び gakusei@fukuoka-pu.ac.jp

なお、メールには次の項目を記載の上、該当する上記項目の番号及び具体的内容について記入し、メールで送付すること。

件名 学生健康相談

学科： 学籍番号：

氏名： 電話番号：

項目番号

具体的内容（症状等）

<教職員>

次のいずれかに該当するときは、教員は学部長、事務職員は経営管理部長に報告の上、指示を受けること。

- 1 PCR検査の結果が陽性となった場合
- 2 新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者と濃厚接触した場合
- 3 発熱、咳、倦怠感などの風邪の症状がある場合
- 4 味覚、嗅覚障害等の症状が出た場合